

案件名称	2025年日本国際博覧会 会場外施設産業廃棄物収集運搬・処分業務委託（概算契約）	2024年12月10日回答
------	--	---------------

質問項目	管理番号	質問内容	回答内容
仕様書	1	5.業務内容（2） ※各収集場所については、施設内に複数拠点を想定とありますが、例えば、施設「夢洲障がい者用駐車場」内においても複数廃棄物の集積箇所があるという理解で宜しいでしょうか。	収集場所です【施設名】のうち、建築物間に相当の距離が存在する夢洲北岸浮桟橋、舞洲万博P&R駐車場、堺万博P&R駐車場においては、各建築物での収集を想定しております。なお落札事業者からの提案があれば、協議対応いたします。
仕様書	2	5.業務内容（3）イ 収集時間は、原則として、22時から翌5時までの間とする。とありますが、指定する収集時間帯において、排出事業者である協会職員が収集の立会をする(産業廃棄物管理票マニフェストの確認)ものと考えて良いでしょうか。	本業の収集に際しては、協会の指定するものが立会することを想定していますが、契約後に実施する廃棄物の収集方法等に係る落札事業者との協議において、それによりがたい場合は協議事項とします。
仕様書	3	5.業務内容（1） 会期終了後の片付け作業等により一般廃棄物の発生があるが、1日あたりの予定数量には至らないものと推計する。とありますが、今回発生する産業廃棄物に一般廃棄物が含まれる可能性があるのでしょうか。産業廃棄物として処理を行うというご判断の場合、その判断は排出場所を管轄する自治体のご見解によるものとみなしてよいでしょうか。	ご質問の「一般廃棄物」について誤記であるため「産業廃棄物」に訂正します。なお、本業務で対象とする廃棄物について、主に弁当ガラに付着する食品残渣を想定しており、自治体の見解に準じ処分することとしております。
仕様書	4	5.業務内容（1） 会期終了後の片付け作業等により一般廃棄物の発生があるが、1日あたりの予定数量には至らないものと推計する。とありますが、一般廃棄物の具体的な性状や含まれる経緯を教えてください。(例：弁当ガラに付着する食品残渣、など)	ご質問の「一般廃棄物」について誤記であるため「産業廃棄物」に訂正します。なお、本業務で対象とする廃棄物について、主に弁当ガラに付着する食品残渣を想定しております。
仕様書	5	5.業務内容（3）イ、協会職員が別途指示する処理施設と記載がありますが、処理施設は本収集運搬・処分業務の受託者が指定するものではないでしょうか。協会職員が別途受託者が保有する施設と別に処理施設を指定するのでしょうか。	「5.業務内容（3） 収集日、収集時間、収集回数 イ」に記載の下記文章について、誤記であるため削除します。 削除文章：「ただし、協会職員が別途指示する処理移設の受入時間内に搬入しなければならない。」
仕様書	6	5.業務内容（4） 原則、再資源化を図るものとする。とありますが、処分委託契約上の中間処理方法に指定はございますか。また、再資源化においてサーマルリサイクルも含まれているという理解でよいでしょうか。	中間処理方法には指定はありませんが、仕様書に記載のとおり、原則、再資源化することを前提としてください。なお、ペットボトルキャップ、缶等はマテリアルリサイクルが望ましいと考えております。リサイクルの優先順位は①マテリアルリサイクル②ケミカルリサイクル③RPFとします。ただし本件においてはサーマルリサイクルは可とします。

案件名称	2025年日本国際博覧会 会場外施設産業廃棄物収集運搬・処分業務委託（概算契約）	2024年12月10日回答
------	--	---------------

質問項目	管理番号	質問内容	回答内容
仕様書	7	5.業務内容（5）ア 受注者及び業務実施者は、産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：https://www.jwnet.or.jp）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。 とありますが、排出場所ごとの各地区(夢洲・舞洲・桜島・堺・尼崎地区)でマニフェストを発行するのでしょうか。もしくは各地区の施設ごとに発行するのでしょうか。また、発生する産業廃棄物品目ごとにマニフェストを発行するという理解でよいでしょうか。	5.業務内容（2）取収場所に記載の施設名ごとに発行することを想定していますが、契約後に廃棄物の収集方法と併せて落札事業者との協議事項といたします。
仕様書	8	5.業務内容（5）イ 収集作業は、別途指示する収集場所に集積されたごみ袋に入った産業廃棄物をごみ袋ごと収集することとする。 集積されているごみ袋は今回排出予定の産業廃棄物品目ごとに分別されているという理解でよいでしょうか。仮に混在している場合は全て混合廃棄物とみなしてよいでしょうか。	産業廃棄物品目ごとに分別して収集場所へ集積します。混在する場合は混合廃棄物として問題ありません。
仕様書	9	9. 使用車両（3）受注者は、車体の形状が「塵芥車」であり、最大積載量が2,000kg以上の車両で車両使用にかかる特記仕様書（別添）に適合するものを使用すること。とございますが、塵芥車を使用する場合、排出現場の廃棄物全てが混在して積載されることとなり、現場ごとの重量及び排出現場ごとの産業廃棄物品目が不明慮となります。 排出現場及び産業廃棄物の重量の算出(品目ごとの委託料の精算)はどのようにして行うのでしょうか。また、収集時における産業廃棄物品目の指定は電子マニフェストを事前予約する貴協会職員によるものですが、実際に収集時に登録された廃棄物が集積されていない場合の対応を教えてください。	本業務の使用車両の選定にあたっては、運搬中の飛散、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意するとともに、混雑期の来場者の排出量に応じた積載量に対応可能であれば、塵芥車及び最大積載量2000kgの車両基準によらない運用も可能とします。実施にあたっては、事前に協会職員に最新の排出計画を確認するとともに、協議のうえ、承認を得るものとします。 品目ごとの委託料の清算については、出来高報告書に記載された数量をもって収集運搬量及び処分量とします。なお、電子マニフェストの登録方法については、運用に応じて異なることから、契約後、落札事業者との協議事項といたします。また、ご懸念事項についても、原則生じることはないと考えておりますが、運用において可能性がある場合は、対策方法について、契約後、落札事業者との協議事項といたします。 以下参照：https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/basic/index.html
仕様書	10	10. 収集運搬量及び処分量 提出された出来高報告書に記載された数量をもって収集運搬量及び処分量とし、出来高とみなす。とありますが、報告数量は質問管理番号9の通り、排出現場ごと・産業廃棄物品目ごとにどのようにして算出するのですか。1台で複数拠点を經由する場合、廃棄物が区分けされず混載されることから、受託者処理施設側で個別に計量することは出来ません。	計量方法については、車両に積載されたスケールの使用、処分施設での分別計量、複数車両による運用等、落札事業者の運用計画によることから、落札事業者と協議事項とします。
仕様書	11	10. 収集運搬量及び処分量 提出された出来高報告書に記載された数量をもって収集運搬量及び処分量とし、出来高とみなす。とありますが、報告数量は受託者処理施設の計量実績でよいのか。	出来高報告書の数量は計量実績で問題ありません。
仕様書	12	質問項目9.10の運用が定まらない場合、発生する廃棄物種類の全てを「混合廃棄物(残さ有)」とし、排出場所ごとの重量は按分により算出するなどの運用は可能でしょうか。	質問項目9.10の運用が定まらない場合は、ご提案の内容を含めて協議事項といたします。

案件名称	2025年日本国際博覧会 会場外施設産業廃棄物収集運搬・処分業務委託（概算契約）	2024年12月10日回答
------	--	---------------

質問項目	管理番号	質問内容	回答内容
使用車両	13	使用車両は塵芥車で最大積載量2000kg以上の車両以外の車両では入札参加できないのでしょうか？	本業務の使用車両の選定にあたっては、混雑期の来場者の排出量に応じた積載量に対応可能であれば、最大積載量2000kgの車両基準によらない運用も可能とします。実施に当たっては、事前に協会職員に最新の排出計画を確認するとともに、協議のうえ、承認を得るものとします。
業務内容	14	産業廃棄物の種類で混合廃棄物（残さ有）、混合廃棄物（不燃）とありますが廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくずの種類の範囲内で処理出来るのでしょうか？	想定する混合廃棄物はお見込みの範囲内で処理できるものです。